

## 【 目 次 】

### 第1章 計画の概要

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. 計画策定の趣旨             | P 1 |
| 2. 計画の位置づけ             | P 2 |
| 3. 計画の期間               | P 4 |
| 4. 法令等改正の動き            | P 5 |
| 5. 計画の対象者及び障がいのある方の範囲  | P 7 |
| 6. 計画に係る国の成果目標の見直しについて | P 8 |

### 第2章 障がいのある人・障がいのある児童を取り巻く状況

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| 1. 人口の推移                   | P 10 |
| 2. 障がいのある人・障がいのある児童等の状況    | P 11 |
| 3. 補装具・日常生活用具・自立支援医療等の利用状況 | P 18 |
| 4. 福祉に関するアンケート調査結果について     | P 21 |

### 第3章 計画の基本的な考え方

- |              |      |
|--------------|------|
| 1. 基本理念      | P 42 |
| 2. 計画推進の基本方針 | P 43 |
| 3. 施策の体系     | P 44 |

### 第4章 令和5年度の目標設定

- |                               |      |
|-------------------------------|------|
| 1. 福祉施設入所から地域生活への移行           | P 48 |
| 2. 精神障がいにも対応した「地域生活ケアシステム」の構築 | P 49 |
| 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実         | P 50 |
| 4. 福祉施設から一般就労への移行等            | P 51 |
| 5. 障がい児支援の提供体制の整備等            | P 52 |

6. 相談支援体制の充実・強化等（新規）	P54
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）	P54
8. 障がい者等に対する虐待の防止（その他）	P55

## 第5章 サービス等の見込量とその確保に係る方策

1. 障がい福祉サービス（自立支援給付）	P56
2. 自立支援医療等	P64
3. 地域生活支援事業	P65
4. 障がい者支援（その他）	P70
5. 障がい児支援	P71
6. 障がい児支援（その他）	P74

## 第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	P75
2. 計画の進行管理と評価	P75

## 資料編

・江差町障がい者地域自立支援協議会設置要綱	P76
・パブリックコメント	P77
・用語の解説	P78

本計画においては、文字の印象に配慮するため、法令や制度の名称、事業及びそれらの中で特定のものをさす用語等を除き、可能な限り障害の「害」を「がい」と標記することとしており、表現が混在しております。

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

江差町では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「江差町第5期障がい福祉計画」（計画期間：平成30～令和2年度）を策定し、障がい福祉制度の円滑な実施に努め、誰もが安心して暮らせる町づくりを進めてきました。

これまで、平成30年4月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が施行されました。また、同年6月には「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも令和2年4月から施行されました。

令和2年6月には、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年4月より施行されます。

これらの背景を踏まえ、令和2年度末をもって現行の計画が終了となることから、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、国から示された基本指針\*を踏まえて、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期江差町障がい福祉計画」に加え、「第2期江差町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

### \*基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針  
(平成18年厚生労働省告示第395号)

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 江差町障がい福祉計画

江差町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国が示す「基本指針」や北海道が策定する「第6期障がい福祉計画」との整合性を保ちながら、障害者総合支援法による障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障がい福祉サービス等」という。）の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

#### ■障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4～5（略）

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

### (2) 江差町障がい児福祉計画

江差町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20により、国が示す「基本指針」や、北海道が策定する「第6期北海道障がい福祉計画（第2期北海道障がい児福祉計画）」との整合性を保ち、障がいのある児童が身近な地域で支援を受けることができるよう、児童福祉法による障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

また、「障がい児福祉計画」は、「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることと規定されていることから、本町においては両計画を一体のものとして策定します。

## ■児童福祉法（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

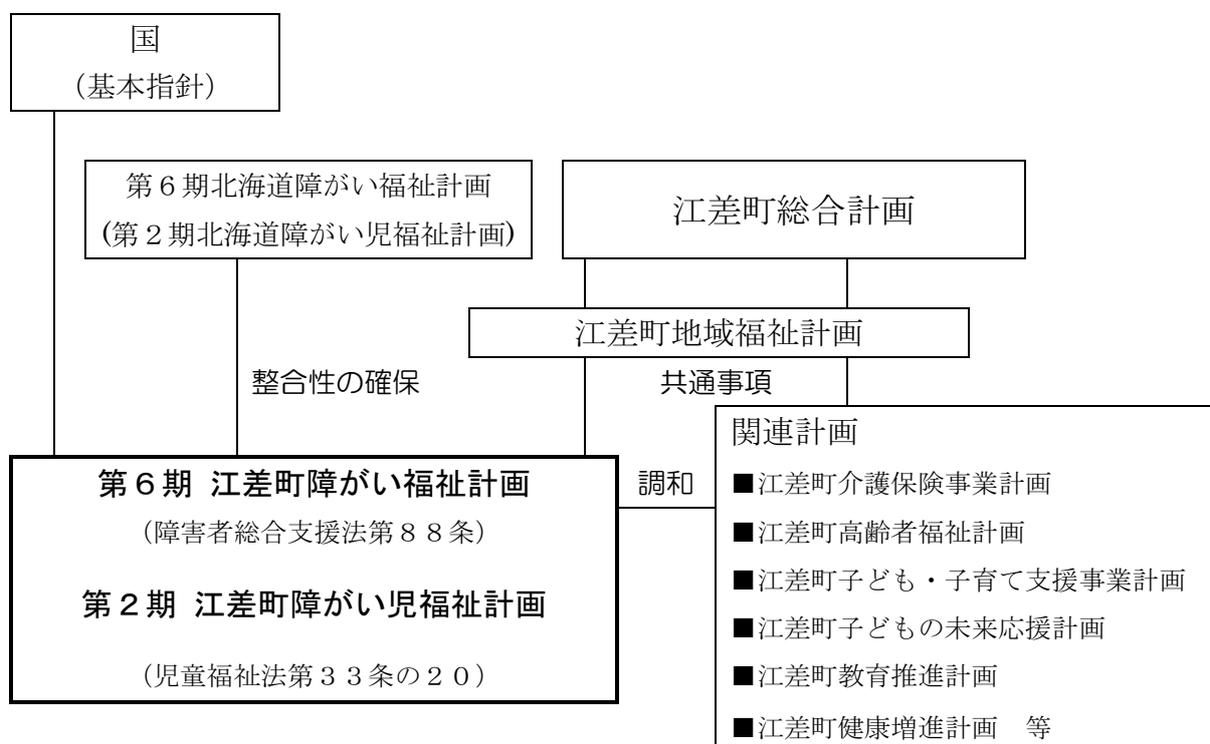
- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4～5（略）

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。



### 3. 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。

ただし、計画期間中に法令の見直し等本計画の策定内容に大きく影響を及ぼす改訂等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第5次 総合計画					第6次 総合計画						
第3期 地域福祉計画		第4期 地域福祉計画				第5期 地域福祉計画					
第6期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画		第7期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画		第8期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画		第9期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画					
第4期 障がい福祉計画		第5期 障がい福祉計画		第6期 障がい福祉計画		第7期 障がい福祉計画					
		第1期 障がい児福祉計画		第2期 障がい児福祉計画		第3期 障がい児福祉計画					
第1期 子ども・子育て支援事業計画				第2期 子ども・子育て支援事業計画				第3期 子ども・子育て 支援事業計画			
				第1期 子どもの未来応援計画 (貧困対策推進計画)				第2期 子どもの未来 応援計画			
教育 推進 計画	教育推進計画				教育推進計画						教育 推進 計画
健康増進計画					中間評価(R2)	健康増進計画					
健康増進計画(別冊)		自殺対策計画		中間評価(R2)	自殺対策計画						
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8

## 4. 法令等改正の動き

- ◆発達障害者支援法の施行（平成17年）
- ◆障害者自立支援法の施行（平成18年）
- ◆障害者自立支援法の改正（平成22年）
- ◆児童福祉法の改正（平成22年）
- ◆障害者基本法の改正（平成23年）
- ◆障害者虐待防止法の施行（平成24年）
- ◆障害者総合支援法の一部施行（平成25年）
- ◆児童福祉法の改正（平成25年）
- ◆障害者優先調達の施行（平成25年）
- ◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（平成26年）
- ◆生活困窮者自立支援法の施行（平成27年）
- ◆障害者差別解消法の施行（平成28年）
- ◆成年後見制度利用促進法の施行（平成28年）
- ◆発達障害者支援法の改正（平成28年）
- ◆介護保険法の改正（平成29年）
- ◆障害者雇用促進法の改正・施行（平成30年）

### ◆障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年）

障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備が行われた。

#### （1）障がい者の望む地域生活の支援

- ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

#### （2）障がい者支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ②保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

#### （3）サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ②障がい福祉サービス等の情報公表制度の創設（都道府県）

◆高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（平成30年）

理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることとされた。

◆障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年）

施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がい者が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援等、障がい者が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することとされた。

◆ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年）

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定にあたっての留意点を定めた。

◆障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

国及び地方公共団体において障がい者の雇用状況を的確に把握することが求められるとともに、民間の事業主に対する措置として、一定の条件を満たす短時間労働者を雇用する事業主に対する給付金の支給や障がい者の雇用の促進等に関する取り組みの実施状況が優良な中小事業主の認定等の新たな制度が盛り込まれた。

◆成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定（欠格条項）を設けている各制度について、心身の状況を、個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するための措置を講ずることとされた。

◆視覚障害者等の読書環境の整備の方針に関する法律（令和元年）

視覚障がいのある人等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務等を明記するとともに、図書館利用に係る体制整備等の視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された。

#### ◆聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年）

聴覚障がいのある人等の日常生活のコミュニケーションや緊急時における電話利用の障壁を無くし、電話利用の円滑化を図るために国の基本方針の策定と、手話通訳者が通訳オペレーターとなって手話または文字と音声に通訳し、他者との意思疎通を介する「電話リレーサービス」に関する交付金制度の創設が定められた。

#### ◆障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年）

障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がいのある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、令和3年度から令和5年度までの第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として改正された。

## 5. 計画の対象者及び障がいのある方の範囲

計画の対象者は、身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、発達障がいのある方及び難病等の方です。

平成25年4月より、障がいのある方の定義に新たに追加された難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方）については、制度の隙間のない支援を提供する観点の下、令和元年7月から対象となる疾病が359から361へ拡大され、より多くの難病等の方が、障がい福祉サービス等の対象となっています。

#### ■障害者総合支援法（抜粋）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

## ■児童福祉法（抜粋）

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- (1) 乳児 満1歳に満たない者
- (2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- (3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

## 6. 計画に係る国の成果目標の見直しについて

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行（令和5年度末の目標値）

○施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（令和5年度末の目標値）

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日以上
- ・精神病床の1年以上入院患者数：都道府県の地域における入院患者の性別及び年齢階級の入院受療率、推計人口、治療薬の普及等による効果や実績を勘案して算定した入院患者数
- ・退院率：3か月後 69%以上、6か月後 86%以上、1年後 92%以上

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（令和5年度末までの目標値）

○地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等（令和5年度中の目標値）

○福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍以上、うち移行支援事業：1.30倍以上、就労A型：概ね1.26倍以上、就労B型：概ね1.23倍以上
- ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用
- ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上

#### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等（令和5年度末までの目標値）

##### ○障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置（圏域での設置も可）
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・各都道府県において難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保（圏域での確保も可）
- ・医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（圏域での設置も可）

#### (6) 相談支援体制の充実・強化等（令和5年度末までの目標値）

##### ○相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

#### (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（令和5年度末の目標値）

##### ○障害福祉サービス等の質の向上

- ・各都道府県や各市町村において、サービス等の質の向上を図るための体制構築